

「自白」では、ぶどう酒の栓を歯でかんで開けて、農薬(ニッカリンT)を混入したことになっていましたが、 **凶器の毒物が違っていたことが科学的に明らかに**

▶問題とされた毒物（ニッカリンT）



「毒物はニッカリンT」という、自白にもとづく死刑判決の認定が、完全にくずれた。

だから

2005年、再審開始決定。

2005年の再審開始決定は、農薬に関する日本の権威である神戸大学大学院佐々木教授、京都大学大学院宮川教授による毒物の成分分析鑑定に基づき、“犯行に使われたとされる毒物は死刑判決がいう「ニッカリンT」ではない他の農薬であった可能性が高い”と認めました。事件のぶどう酒からは本来「ニッカリンT」なら含まれるはずの成分が検出されなかったのです。事件当時、この成分を含まない他の農薬は広く使われていました。

死刑判決が認定した凶器は間違っていた、というこの問題は、主要争点となりましたが、検察官はまともに反論することができませんでした。

ところが

再審開始決定が取り消しに。

再審開始決定を取り消した門野博裁判長は、別の農薬であった可能性を一応は認めながら、一方で科学的な根拠をまったく示さずに“条件いかんによっては、その成分が検出されないこともあり得る、だから「ニッカリンT」である可能性も十分に存する。”との決めつけを行ったのです。2人の専門家が、理論と実験で奥西さんの無実を明らかにした新証拠に対し、きちんとした科学的な論証をせずに、裁判官の勝手な推測による「可能性」で否定することができるとしたら、それはもう裁判とは言えません。

他の無実を証明する新証拠についても、死刑判決を維持するために勝手放題な決めつけを行い、奥西勝さんが逮捕以来 48 年をかけて託した「生」への望みを踏みにじったのです。

最高裁判所での審理は最終盤。皆さんの声を最高裁に

要請先

最高裁第3小法廷・堀籠幸男裁判長（〒102-8651千代田区隼町4-2）